

貯金等の相続手続の流れ

◎ 貯金等の相続手続の大まかな流れは次のとおりです。

① 相続のお申出

- ・ ゆうちょ銀行又は郵便局からお渡しする「相続確認表」に必要事項をご記入の上、ゆうちょ銀行又は郵便局に提出していただきます。

② 必要書類のご案内

- ・ 貯金事務センターから、「必要書類のご案内」を郵送し、準備していただく書類をご案内します。

※ 必要書類のご案内に当たり、貯金事務センターから電話により相続の内容及び相続人様の範囲等について確認させていただく場合がございます。

③ 必要書類のご準備・相続人様全員による請求書のご記入

- ・ 亡くなられた方等の戸籍謄本・相続人様全員の印鑑証明書等をご準備いただくとともに、「相続請求書」等の書類に必要事項をご記入いただきます。

※ 必要書類は、相続の内容により異なりますので、貯金事務センターからの案内に基づき準備してください。(お預かりした戸籍謄本及び被相続人様名義の通帳等は、相続手続終了後、貯金事務センターからお返しします。)
※ ご準備いただく書類や記入方法についてご不明な点は、電話により貯金事務センターにお問い合わせください。

④ ゆうちょ銀行又は郵便局への書類提出（相続のご請求）

- ・ 原則として、最初に相続のお申出をいただいた店舗にご提出ください。
- ・ 代表相続人様がお来店ください。(代理の方の場合は、委任状が必要となります。)
- ・ ご来店の際は、ご本人様であることが確認できる資料(運転免許証、健康保険証など)をお持ちください。(代理の方の場合は、代表相続人様と代理人様の資料が必要となります。)

※ 書類と引き換えに預り証をお渡しいたします。手続が完了するまで必ず保管してください。

⑤ 払戻しに係る請求書（払戻証書等）・名義書換え済みの通帳等のお受取り

- ・ 貯金事務センターから、代表相続人様あてに払戻しに係る請求書（払戻しをされる場合）又は名義書換え済みの通帳等（名義書換えの場合）を簡易書留郵便にてお送りします。
- ・ 払戻しに係る請求書は、お近くのゆうちょ銀行又は郵便局にお持ちになり、払戻金をお受け取りください。

※ ご来店の際は、ご本人様であることを確認させていただく場合がありますので、ご本人様であることが確認できる資料をお持ちください。(代理の方の場合は、委任状及び代理人様の資料が必要となります。)

※ 払戻しに係る請求書は、ゆうちょ銀行又は郵便局のみで現金化できるものです(他の金融機関では現金化不可)。小切手による受け取りをご希望される場合は、いったん、名義書換えをご請求ください。

《お手続きの所要日数について》

- 相続のご請求からお手続きの完了まで(上記④～⑤まで)は、1週間～2週間程度を目安としてください。
- ご提出いただいた書類に不備がある場合や処理が混み合っている場合には、1か月程度かかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※ 各種提出書類は、原本をご持参ください。確認させていただいたあと(必要な場合にはコピーをさせていただいてから)お返しいたします。

※ 被相続人様が投資信託をご利用されていた場合、貯金等の相続手続とは別に、投資信託の相続手続が必要となります。なお、投資信託の相続手続については、ゆうちょ銀行本支店または投資信託を取り扱う郵便局へお問合せください。